

騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準

平成22年3月2日

告示第175号

改正 平成26年3月25日 告示第326号

令和元年10月11日 告示第555号

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき、当該地域に所在する特定工場等において発生する騒音の規制基準を次の2のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

なお、平成8年和歌山県告示第640号(騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準)は、平成22年3月31日限り、廃止する。

1 騒音指定地域

紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村及び串本町の全域とする。

2 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の 区分	時間の 区分	朝	昼間	夕	夜間
		午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後8時まで	午後8時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第一種区域		45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域(I)		50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第二種区域(II)		50デシベル	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域		60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第四種区域		65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 測定点は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。
- 2 第一種区域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域をいい、第二種区域(I)とは、同号に規定する第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号に規定する用途地域の定めのある町村の地域のうち、当該用

途地域以外の区域をいい、第二種区域(Ⅱ)とは、同号に規定する用途地域の定めのない町村の全域をいい、第三種区域とは、同号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいい、第四種区域とは、同号に規定する工業地域及び工業専用地域をいう。

- 3 第二種区域、第三種区域又は第四種区域内に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。
- 4 その属する区域の区分が変更された際に設置されている特定工場等(設置の工事が開始されているものを含む。)であって、変更後の区域の区分に係る規制基準の値が変更前の区域の区分に係る規制基準の値未満となるものについては、この表の規定にかかわらず、当該変更の日から 3 年間は、当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 別表第1号の規定による区域の指定

令和元年10月11日

告示第552号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省建設省告示第1号）別表第1号の規定により知事が指定する区域を次のとおり定め、令和2年4月1日から施行する。

なお、平成8年和歌山県告示第641号（昭和43年厚生省建設省告示第1号の別表第1号に規定する区域の指定）は、令和2年3月31日限り、廃止する。

騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準（平成22年和歌山県告示第175号）第1項に定められた騒音指定地域のうち次に掲げる区域

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域並びに同号に規定する用途地域が定められていない区域

- 2 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域として定められた区域のうち次に掲げる施設の周囲おおむね80メートル以内の区域
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考の規定による区域の指定

令和元年10月11日

告示第551号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定に基づく知事が指定する区域を次のとおり定め、令和2年4月1日から施行する。

なお、平成26年和歌山県告示第322号（平成12年総理府令第15号備考の規定に基づく区域の指定）は、令和2年3月31日限り、廃止する。

- 1 a区域 騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準（平成22年和歌山県告示第175号）第1項に定められた騒音指定地域（以下「騒音指定地域」という。）のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域
- 2 b区域 騒音指定地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同号に規定する用途地域が定められていない区域
- 3 c区域 騒音指定地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域

振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準

平成22年3月2日

告示第176号

改正 平成26年3月25日告示第327号

令和元年10月11日告示第556号

振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき、当該地域に所在する特定工場等において発生する振動の規制基準を次の2のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

なお、平成8年和歌山県告示第643号(振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準)は、平成22年3月31日限り、廃止する。

1 振動指定地域

紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村及び串本町の全域とする。

2 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで
第一種区域	60デシベル	55デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 測定点は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。
- 2 第一種区域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域が定められていない地域をいい、第二種区域とは、同号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
- 3 この表において、第一種区域(夜間を除く。)又は第二種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定す

る保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

- 4 その属する区域の区分が変更された際現に設置されている特定工場等(設置の工事が開始されているものを含む。)であって、変更後の区域の区分に係る規制基準の値が変更前の区域の区分に係る規制基準の値未満となるものについては、この表の規定にかかわらず、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。

振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域の指定

平成8年7月19日

告示第644号

改正 平成20年4月11日 告示第576号

平成22年3月 2日 告示第180号

平成26年3月25日 告示第324号

令和元年10月11日 告示第554号

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第1の付表第1号に規定する知事が指定する区域を次のとおり定め、平成8年8月18日から施行する。

なお、平成3年和歌山県告示第369号(振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域の指定)は、平成8年8月17日限り、廃止する。

平成22年和歌山県告示第176号(振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準)第1項に定められた振動指定地域のうち次に掲げる区域

- 1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域並びに同号に規定する用途地域が定められていない区域
- 2 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域として定められた区域のうち次に掲げる施設の周囲おおむね80メートル以内の区域
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

振動規制法施行規則別表第2の備考第1項及び第2項に 規定する区域及び時間の指定

平成8年7月19日

告示第645号

改正 平成22年3月2日 告示第181号

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2の備考第1項及び第2項に規定する知事が定める区域及び時間を次のとおり定め、平成8年8月18日から施行する。

なお、平成3年和歌山県告示第370号(振動規制法施行規則別表第2の備考第1項及び第2項に規定する区域及び時間の指定)は、平成8年8月17日限り、廃止する。

1 区域の指定

(1) 第1種区域

平成22年和歌山県告示第176号(振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準)第1項に定められた振動指定地域(以下「振動指定地域」という。)のうち、第1種区域として指定された区域

(2) 第2種区域

振動指定地域のうち、第2種区域として指定された区域

2 時間の指定

(1) 昼間 午前8時から午後8時まで

(2) 夜間 午後8時から翌日の午前8時まで

悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制地域及び規制基準

令和元年10月11日

告示第553号

悪臭防止法(昭和46年法律第98号。以下「法」という。)第3条の規定に基づき、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を次の1のとおり指定し、法第4条第1項の規定に基づき、当該地域に所在する事業場における特定悪臭物質の規制基準を次の2のとおり定め、令和2年4月1日から施行する。

1 悪臭指定地域

紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村及び串本町の全域とする。

2 事業場における特定悪臭物質の規制基準

(1) 法第4条第1項第1号に規定する事業場の敷地の境界線の地表における規制基準は、次の表の特定悪臭物質の種類の種類欄の区分に応じ、それぞれ同表の区域の区分欄に掲げる値とする。

特定悪臭物質の種類	区域の区分	
	第一種区域	第二種区域
アンモニア	2	1
メチルメルカプタン	0.004	0.002
硫化水素	0.06	0.02
硫化メチル	0.05	0.01
二硫化メチル	0.03	0.009
トリメチルアミン	0.02	0.005
アセトアルデヒド	0.1	0.05
プロピオンアルデヒド	0.1	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.009
イソブチルアルデヒド	0.07	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.02	0.009
イソバレールアルデヒド	0.006	0.003
イソブタノール	4	0.9
酢酸エチル	7	3
メチルイソブチルケトン	3	1
トルエン	30	10
スチレン	0.8	0.4

キシレン	2	1
プロピオン酸	0.07	0.03
ノルマル酪酸	0.002	0.001
ノルマル吉草酸	0.002	0.0009
イソ吉草酸	0.004	0.001

備考

- 1 表各欄に掲げる値の単位は百万分率（ppm）とする。
 - 2 第一種区域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域をいい、第二種区域とは、第一種区域以外の区域をいう。
- (2) 法第4条第1項第2号に規定する事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における特定悪臭物質の流量の規制基準は、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。次項において「省令」という。）第3条第1項及び第2項に規定する方法により算出して得た流量とする。この場合において、同条第1項中「法第4条第1項第1号」とあるのは「悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制地域及び規制基準（令和元年和歌山県告示第553号）2（1）」と読み替えるものとする。
- (3) 法第4条第1項第3号に規定する事業場から排出される排出水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における濃度の規制基準は、省令第4条に規定する方法により算出して得た濃度とする。この場合において、同条中「法第4条第1項第1号」とあるのは「悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制地域及び規制基準（令和元年和歌山県告示第553号）2（1）」と読み替えるものとする。